

倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年4月25日(木) 15:02~18:14

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

井岡 正徳 委員長
山下 力 副委員長
大国 正博 委員
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
浅川 清仁 委員
高柳 忠夫 委員
山本 進章 委員
川口 正志 委員

欠席委員 1名

岩田 国夫 委員

証人 3名

前技術管理課長補佐 ●● ●●
前環境政策課長 ●● ●●
前技術管理課長 ●● ●●

出席理事者 なし

傍聴者 22名

議事

- (1) 会議の運営について
- (2) 証人尋問について
- (3) 今後の調査の進め方について
- (4) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただ今より、倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の欠席は、岩田委員です。大国委員は遅れるとの連絡を受けておりますので、ご了承

解願います。

また、本日の傍聴者は、19名です。

それでは、協議事項に入ります。

本委員会に付託された倉庫の無届け解体に関する事項について調査を行います。

まず、会議の運営についてですが、本日、証人尋問を行います。

撮影については、報道機関のみとし、記者席からの撮影とすることを第2回の委員会で決定をさせていただいておりますが、撮影方法はこれまでの証人尋問と同様に、背後からの撮影とし、撮影時間は開会又は再開から証人の宣誓の前までとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにし、報道機関の皆様、よろしくご協力をお願いします。

なお、録音についても、人定質問の際のプライバシーの問題もあることから、報道機関も含めまして許可しないことを、同じく第2回の委員会で決定しておりますので、よろしくお願いたします。

証人尋問についてですが、本日は、当時の県土木部技術管理課の課長、同課課長補佐、そして、当時の県くらし創造部景観・環境局環境政策課の課長と、2月19日の委員会を欠席されました平野クレーン工業株式会社の代表者、4名の出席を求めておりますが、平野クレーン工業株式会社の代表者については、本日も出席いただいております。欠席する旨の届け出は出ておりませんが、4月15日から30日まで海外出張しており、不在との連絡は受けております。

それでは、平野クレーン工業株式会社の代表者については、日を改めて証人尋問を行うこととします。

それでは、証人尋問を行います。

証人に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を質問します。これについては、お手元に共通質問事項(案)を配付しておりますが、何か、ご意見はございますか。

なければ、委員会として、共通して質問する事項は、ただいまの案のとおりで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

それでは証人、当時の県土木部技術管理課課長補佐の入室を認めます。

(●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せ

奈良県営住宅管理事務所、施設管理の課長をしております。

○井岡委員長 それでは、倉庫の無届解体問題について証言を求めるわけでありますけれども、委員長である私から最初に総括的に質問を行います。

まず初めに、1つ目の質問をします。

まず、ここ数年間で、アスベストによる中皮腫で死亡する人が毎年1,300人を超え、また、アスベストの影響が強く疑われる肺がんの死亡者はその3倍になっています。この数字はほぼ交通事故死と同じぐらいのレベルです。ところで、先日、大気汚染防止法の改正が閣議決定されました。解体工事のアスベスト飛散防止に向けて、大幅な規制強化が図られています。建設リサイクル法と同じく発注者責任が重くなりました。今次の我が県における無届解体事案を踏まえて感想を述べてください。

平成23年6月20日……（発言する者あり）えっ、1番だな、これが。

それでは、もとに戻ります。我が県における無届解体事案を踏まえて、まず感想を述べていただきます。

○●●証人 詳しくは承知しておりませんが、新聞報道等で発注者責任が明確にされたこと、それと、行政側における立ち入り権限が拡大されたことが主な改正と認識しております。

○井岡委員長 それでは、次に、一つずつ質問をさせていただきます。

平成23年6月27日、第1回事情聴取、平成23年7月20日、第2回事情聴取が株式会社山崎産業監理技術者、●●●●氏を相手に実施されました。まず1点目、おのおの何を明らかにしようとして設定され、何を明らかにされたのですか、まずお答えください。

○●●証人 1回目、2回目の事情聴取につきましては、解体工事の実態を明らかにするために、受注者に対して事情聴取を行いました。その結果、判明したことは、発注者は平野クレーン工業株式会社、それと受注者は株式会社山崎産業、それと解体された建築物につきましては、鉄骨造で平家建ての倉庫、合計3棟、全体の面積は1,600平方メートル、それと倉庫には石綿スレートが使用され、石綿スレートは解体に当たって手ばらし、手によってすべて解体されたということを記憶しております。

○井岡委員長 1,600平方メートルと言われましたね。

○●●証人 はい、3棟合わせて……。

○井岡委員長 3棟合わせて。

○●●証人 はい、約1,600平方メートル。

○井岡委員長 はい、わかりました。

次に、第1回事情聴取で、発注者との契約日はいつですかというあなたの問いかけに、
●●氏は、5月19日と不動産の所有権移転の日を答え、着工日と完了日については
●●氏が作成した工程表では5月23日着工、6月11日完了となっているにもかかわらず、1カ月の期間での計画で6月初旬として着工して、2週間で完了したと応じました。
これらは不正確な供述ではないでしょうか。第1回、第2回の事情聴取を通して、●●氏の回答に関する●●さんの所見をお伺いいたしたいと思います。

○●●証人 受注者の発言、どのような考えで、このように至ったかということについてはわかりません。

○井岡委員長 それでは、次に、アスベスト含有建材の有無の調査を行いましたかとのあなたの問いに、●●氏は、事前調査は行っていません、見積もりの段階で、目視により古い年代の建物からして、レベル3の非飛散性の取り扱いと考えていますと答えています。
実はこのときの●●氏の判断が唯一の情報として最後まで貫かれてきたのであります。●●さん、目視でも構いませんが、その記録を残しているかどうかの問いかけが必要だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○●●証人 事情聴取におきまして、相手方には解体に係る資料、あらゆる資料を提出しなさいということは指示はいたしました。しかしながら、事前調査を行った記録の提出についてまでちょっと発言をしておりません。気づかなかった、というところです。

○井岡委員長 それでは、次に、石綿スレートの解体後の保管状況を問われて、●●氏は、解体工事直後は現場に積み上げておき、6月18日に御所市の株式会社、これ正光というのですかね、正光に運び、埋め立て処分したと答えていました。たしか、第1回事情聴取後に高田土木事務所の●●課長が広陵町を訪問し、工事途中に町役場の人が現場に来たとの従業員の報告について、その経緯を聞きに行っています。通学路で解体している現場があるとの情報があり、町の教育委員会の局長と広陵町の都市整備部長が現場に行ったが、現場ではほとんど解体は終わっていたとのことでした。

あなたは、6月17日に高田土木事務所の●●課長から、無届け解体の発覚の報告を受けて写真を撮っておくようにと指示したと言っていました。先日の証人尋問で●●課長は、そんな指示は受けた覚えがありませんと言っています。これについて説明願います。
また、6月8日に広陵町及び広陵町教育委員会が現場に行ったとき、既に解体は終わっていました。それならば、解体された石綿スレートは6月8日から17日まで、どこに、ど

のような状況で保管されていたのでしょうか、追跡されましたか、お尋ねします。

○●●証人 まず、1点目の高田土木事務所の建築課長に対して、現地調査を指示したか否かにつきまして、私の記憶では、電話により現地調査を指示したと記憶しております。

2点目の石綿スレートの解体後、保管に係る追跡調査を行ったか否かということですが、行っておりません。

○井岡委員長 はい。次、第1回事情聴取の終わりに、●●さん、あなた方は株式会社山崎産業に対して図面、証拠写真、発注者への報告書、手ばらししたことのわかる写真等の資料、解体工事の状況がわかる資料等を要求しました。第2回目の事情聴取までに何が提出されましたか、お願いします。

○●●証人 何も提出されませんでした。

○井岡委員長 はい、わかりました。

次に、平成23年7月の第2回事情聴取で、あなたは見積もりにリサイクル法の届け出の料金が載っていないが、みないのかと質問されています。どういう意図で質問されたのでしょうか。

○●●証人 一体の請負工事ということでありましたので質問をしました。

○井岡委員長 次に、無届け解体の審査をめぐる事実関係のかぎを握る物証である届出書についての検証が全くありません。過日の当委員会に出席した高田土木事務所の当時の建築課長は、当該の届出書が期日どおりに提出されていたら受理していたと思いますと述べていました。

そこで、●●さんにお聞きします。法人が発注者であるのに、法人印が捺印されなくてもオーケーでしょうか。この届出書というのは見せてあげてもいいですね。

○●●証人 一般的には、一般的な届け出につきましては、法人である場合におきましては、法人名、代表者名、それと法人の代表者印が押されるものと認識はしております。しかし、この届出書につきまして、現在ですね、マニュアルを県土マネジメント部の方で見直しが行われておりまして、建設リサイクル法に基づく届出書の押印についても、その中で規定されるものと思っております。

○井岡委員長 次に、発注者である法人からの委任状なしに受注者の社員が代理で届出書を提出できるのでしょうか。

○●●証人 建設リサイクル法の届け出につきましては、委任状までを詳しく認識しておりません。

○井岡委員長 はい。次に、平成24年7月13日の第4回事情聴取で、株式会社山崎産業の●●社長は、当初は壁を残すから改修と思っていた。しかし、平野クレーン工業株式会社との工事の範囲を詰めていく中で、届け出が必要かなと思えてきたと述べていました。また、契約日を問われて、契約は交わしていない、何度かの内容協議の後、最終が平成23年5月26日付の見積書の内容と答えています。これら事情聴取の経緯を踏まえて、●●さんに次の見解をお伺いします。

その1ですけれども、平成23年5月16日付の届出書には、2番の元請業者欄に株式会社山崎産業云々と記されています。平野クレーン工業株式会社と株式会社山崎産業との実質上の契約の確定が平成23年5月26日、これは見積書作成日でありますけれども、とするならば、平成23年5月16日時点で元請業者は決定していないことになるのではないのでしょうか、まずお答えください。

○●●証人 発注者である平野クレーン工業株式会社と受注者である株式会社山崎産業の間において、届出書に関してどのような話し合いが行われたかということはありません。

○井岡委員長 はい。それでは次、平成23年5月16日付で提出を予定していた届出書の工事名が、旧村本建設株式会社仮設倉庫解体工事となっていて、一方、5月26日付の見積書の工事名は、旧村本建設株式会社倉庫改修工事と記されているのです。改修なので届け出は必要ないと思い込んでいたときの日にちと、やはり解体で届け出が要するという、考え直したとする日付が後先になっていることは不思議とは思いませんか、お答え願います。

○●●証人 先ほどと同様の回答で申しわけないですけれども、発注者、受注者間でどのような話し合いが行われたかということはありません。

○井岡委員長 はい。次に、過日、平成25年2月19日の当委員会の審査に証人として出頭いただいた平野クレーン工業株式会社の●●氏は、発注者として示された届出書なるもの、今ごらんになっているものですが、それに関して一切かかわったことがないと断言して、次の3点の事実を証言されました。

1つ目、届出書の社長名の後に私的な印鑑を押印した覚えはない。2番目、届出書で平野クレーン工業株式会社が、平成23年5月16日付、株式会社山崎産業からリサイクル法第12条第1項に基づく説明を受けたことになっているが、その事実はない。3番目、建設リサイクル法に基づいて、今次の倉庫解体についての届け出責任が我が社にあると知らされたのは、平成24年7月6日付の事情聴取と報告書提出の案内が高田土木事務所か

らあったときが初めてである。株式会社山崎産業からは、改修工事であるから一括して引き受けますということだけの説明でありました。

以上3点の事実について、所見をお伺いいたします。

○●●証人 発注者の代理の●●氏、発注者がどのような考えでこのような発言をしたかはわかりません。

○井岡委員長 はい。次に、第2回目の事情聴取の際、工事中、なぜ仮設シートを行わなかったのかという県の質問に、●●氏はこう答えていました。ほかの解体現場では行っているが、通路との間に私有地（空き地）があったため行わなかった。影響が少ないと私が判断したというものです。そして記録にもあります。しかし、平成25年4月15日の当委員会の審査に証人として証言を求められたとき、私がそういうことを言いましたか、覚えがありませんと答えられました。当然、当時の事情聴取に間違いはないでしょうか、お尋ねします。

○●●証人 事情聴取記録に間違いがないと思います。

○井岡委員長 はい。次に、届出書なるものに添付され提出された分別解体等の計画等に明らかな間違いがあると思われま。まず、解体する棟数は3棟なのに1棟と記入されています。周辺状況の欄では、敷地境界との最短距離が10メートルと記入されていますが、実際は道路と隣接しています。有害物質の欄ではスレートと記入して、工事着手前に実施する措置の内容の欄になしと記載されていますが、どういう意味でしょうか。さきの質問における私有地云々も含めて、事情聴取とは、ただお聞き置きということだけでなく、間違いや偽りとか誤りを確認することの方が大切ではないでしょうか、どう考えておられますか。

○●●証人 私有地があったということにつきましては、先ほども申しましたとおり、事情聴取記録のとおりと認識しております。分別解体等の計画は、事情聴取において相手方が提出してきた資料です。そこまで詳細な審査はしておりません。

○井岡委員長 はい。同じく届出書に添付され提出された図面に、解体の対象であった200平方メートル近くの建物関係が手書きで記され、寸法も記載されておりません。おおよそ役所に届けでる書面ではないと思われま。どうお考えでしょうか。

○●●証人 これは受注者に対して、解体に係る資料を要求したときに、相手側が略平面図として提出されたものであります。

○井岡委員長 次に、県の事務処理調査報告書で、●●さんは、届け出は2枚の書類を書

くだけであるのに、なぜそれができていなかったのか、また、解体業者であれば多数の届け出を出しているのによくわかっているはずと述べられています。届出書作成までに、事前調査、建築廃材の適正処理、事前説明や請負契約書の相互交付が必要です。発注者や低価格の契約や工期の短縮等を受注者に求めることによって、アスベストの飛散防止等の適正な分別解体計画がつかれないということが無届けの原因になっているように思われますが、どうお考えておられるのでしょうか。

○●●証人 早くとかいう、そういう理由が無届け理由になっているのかどうかということとはわかりません。

○井岡委員長 次に、県は建設リサイクル法第42条の定めによって、今次の無届け解体の事案にかかわる報告を発注者、平野クレーン工業株式会社及び受注者、株式会社山崎産業に求め、報告に基づく事情聴取を行ったところであります。その経緯と内容について質問をします。

まず、1つ目ですけれども、平野クレーン工業株式会社は、一貫して建設リサイクル法でいうところの発注者の発注者責任としての自覚がないと思われまますし、その責任の重さも理解されていないのではないかと思います。この大切な視点にかんがみて、県の対応がないに等しいのはどう思われますでしょうか。

○●●証人 仮に平野クレーン工業株式会社が無届けとなったことについて責任を感じていないのであれば、大変遺憾だと思います。

○井岡委員長 次に、平成24年7月6日、第3回事事情聴取の冒頭、平野クレーン工業株式会社の●●●代理人が、まず事情聴取の前に言っておきたいことがある。本日の呼び出し、事情聴取は、平野クレーン工業株式会社としては寝耳に水の話だ。株式会社山崎産業にそのことでクレームを言ったところ、すべては株式会社山崎産業に責任があると言ってもらって結構ですと言われていると記録されています。リサイクル法に基づき求めるもので、報告しないと罰則があるといった以外にほかにやりとりはなかったのでしょうか。

○●●証人 そういう罰則に係るやりとりということで理解をしますが、記録に記した事項以外は詳細には覚えておりません。

○井岡委員長 はい。次に、平野クレーン工業株式会社の報告書そのものに具体性がなく、工事概要も平成23年5月26日付、見積書の追認に終始していたのではないのでしょうか。なぜ無届けになった理由については、無届けになっていることについて、いつ知ったか確認したいとの県の問いかけに、今回の報告書の提出指示を受けて初めて知ったと●●さん

は言っていました、これについて●●さんの所見をお答えください。

○●●証人 どのような考えで発言したかはわかりません。

○井岡委員長 はい。次に、法第12条1項に基づく対象工事の届け出に関する説明も、法第13条、請負契約に係る書面の記載事項についても、法第18条によるところの再資源化終了報告書などについても報告がないという内容になっています。口頭契約でより安く発注することに関心を持っている業者は、平野クレーン工業株式会社だけではないと思われ、再資源化やアスベスト処理に要する費用を受注者が見積りに積算することを法で定めていることの重要性について、事情聴取等を通じて指摘していかなければならないのではないのでしょうか。また、県は平野クレーン工業株式会社の社長に直接、事情聴取ができていません。当然、建設リサイクル法の重要性についての認識を問わなければならないでしょう。国土交通省の認可を受けている建設業者として、届け出や契約の基本的な手続すら無視する態度は許されるものではないと思われ、これらについて●●さんの所見をお伺いしたいと思います。

○●●証人 平野クレーン工業株式会社は、事情聴取におきまして、届け出を認識していなかったという発言をしております。

○井岡委員長 次に、平成24年7月13日に実施された株式会社山崎産業の●●社長に対する事情聴取は、評価に値しない内容の羅列にすぎないものではなかったでしょうか。報告書で工事着工の時期の箇所に、平成25年5月と記してあるのみだけで、正確な月日の記載になっていないことも含めて、誠意あるものになっていません。とりわけ報告書と、提出を忘れたと平成23年7月20日に持ち込んだ届出書が同列に事情聴取の対象になっていることも不思議に思われます。ばたばたしているうちに届け出を忘れた、それから無届けに気づかなかつた、提出したつもりであったので、指摘があるまで気づかなかつたなどと述べ、当該の届出書については、●●氏は平成23年7月20日の事情聴取で、社長は作成していたが私が提出を忘れた。また、社長は平成24年7月13日の事情聴取で、着工予定の1週間前、平成23年5月16日以前に株式会社山崎産業で作成。それから、去る4月15日の百条委員会で、社長は事務員かほかのだれかが作成した等々、その場限りと思われる発言に終始してきました。

本年2月19日の百条委員会で、平野クレーン工業株式会社の●●氏は、平成24年7月6日の事情聴取の供述と同じく、平成24年7月6日の事情聴取の案内を高田土木事務所から受けるまで届け出については知らなかったと述べています。株式会社山崎産業の届

け出を出し忘れたとの言動について、第4回事情聴取で検討されていますが、検討を加えるべき対象であったと考えておられますでしょうか。

○●●証人 株式会社山崎産業が届け出を忘れたという発言を事情聴取でしております。それ以上のことはわかりません。

○井岡委員長 はい。次に、株式会社山崎産業について、これまでの調査で次のことがわかっています。

つまり、1つ目は、発注者に建設リサイクル法に基づく報告や説明をしていなかった。2番目には、見積書に記載された経費は、分別解体に係る経費やアスベスト等の処理費が計上されていない。3番目は、発注者と受注者とともに認める唯一お互いに確認し合っている文書は、平成23年5月26日付の見積書である。その見積書の工事名の欄に旧村本建設株式会社倉庫改修工事と記されている。また、解体の値交渉は、最終的に相互で合意され、平成23年5月26日の見積書としてまとめられた時点で、工程表に明らかなように、解体工事は着手されていたのである。5番目に、解体現場に届け出シール等標識を掲げていなかった。6番目、解体現場に防護シートを用意しなかった。7番目、解体現場ごとの監理技術者の選任をしたといいながら書面記載していない。8番目、現場の図面、作業中の写真、記録等々の一切の証拠を提出できていない。株式会社山崎産業は、当該の解体工事を終始恣意的に無届けでやり過ぎたということでは一連の経緯のつじつまが合わないように思いますけれども、どう思われますでしょうか。

○●●証人 株式会社山崎産業が意図的になしたかどうかということについてはわかりません。

○井岡委員長 次に、平成24年7月19日、おくれらせながら、県は解体現場の立入検査を実施しました。しかし、次の時点で不可解なことが少なくありません、お答え願いたいと思います。

まず1つ目は、平成24年7月6日の事情聴取の経緯を見ても、●●氏は解体現場についてはほとんど知らなかったということが明らかであったと思われま。にもかかわらず、なぜ解体現場の責任者として、発注側の平野クレーン工業株式会社の●●氏を立ち会わせて、受注者側の株式会社山崎産業の●●氏を立ち会わせなかったのでしょうか、お答え願います。

○●●証人 立入検査は無届けに関連して、発注者に対して現地の立入調査を行ったところでありまして、受注者の立ち会いは求めておりません。

○井岡委員長 次に、解体現場の立入検査をする目的は2つあります。分別解体の検証とアスベストの確認です。レベル3の石綿スレートのみという解体業者の情報以外、何一つとしてアスベストの物証がありません。通常、解体の届出書が提出された土木事務所は、その届出書の中でアスベストの存在を記述している場合、景観・環境保全センターに連絡することになっていたのではないのでしょうか。そもそも景観・環境保全センターは、土木事務所から建設リサイクル法の立ち入り権限を事務委任されていたはずだと思われます。なぜ環境政策課や景観保全センターの立ち会いを求めなかったのでしょうか。

○●●証人 先ほども申しましたとおり、無届け事案に関連しまして発注者に対して現地において立入調査をしたと。その立入調査は、無届けとなった解体建築物をより正確に具体的に把握する調査でありました。環境部局には合同による立入調査を行っておりません。ただし、立入調査結果につきましてはすべて情報提供をいたしております。

○井岡委員長 次に、解体現場に立入検査をし、測量等をして、新たな証拠が見つかったわけではないと思われます。4回に及んだ発注者と受注者の事情聴取は具体性に欠ける事柄です。なのに、なぜ営業所やその他営業に関係ある場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件の検査をしなかったのでしょうか。

○●●証人 これもちょっと同様の回答になるのですけれども、無届け事案における発注者への現地立入調査ということで立入検査を行いました。そこまでの意識はなかったと思います。

○井岡委員長 次に、県の事務処理調査報告書の記述に基づいて、●●さんにお聞きします。

発注者への事情聴取に関してどう考えたのかと問われて、あなたは、受注者は第1回目はリフォームだと思い、2回目は忘れたと言った。2回目には口裏合わせをしたのだと思った、何の証拠もなかった。そしてまた、受注者にこういう証言をされて、発注者にどういう事情聴取をするかについて考えていたが、時期を逃してしまったと述べられています。今も同じ思いでしょうか。また、何の証拠もなかったと言っていますが、証拠を集めようとする積極的な姿勢がなかったように思われます。契約書の作成と相互交付や分別解体計画の立案など、必要な手続等を厳しくチェックできていなかったのではないのでしょうか、お尋ねします。

○●●証人 事情聴取当時におきましては、口裏を合わせたのじゃないかということはいましました。現時点ではわかりません。積極的な資料の収集等を行われなかったのじゃない

かと、結果的にそれはできませんでした。

○井岡委員長 次に、受注者は把握した、様子を見ようと今後、受注者が届け出る届け出を厳重にチェックをやりたいと、あなたは●●技術管理課長に言われていますね。厳重チェックの内容を明らかにしてください、お願いします。

○●●証人 届出窓口における厳重な、厳正な書類のチェック及び現地パトロールの強化をしようと考えました。

○井岡委員長 次に、第2回目の事情聴取で無届けの理由説明を翻し、届出書なるものを提出してきましたが、この行為は県の側が示唆したことではありませんね。

○●●証人 はい、ありません。

○井岡委員長 はい。次に、第1回、第2回事情聴取までに、県は現場確認をしていますが、事務処理の手引では補足調査として、建築計画概要書や登記簿謄本を入手すると書かれています、これはいつ入手されましたでしょうか。また、無届けの場合、行政庁の担当者が必要と認める場合、立入検査ができるとも書かれています。なぜ第1回、第2回の事情聴取までに工事現場や営業所などに立入検査をし、帳簿や書類を検査対象にしなかったのでしょうか、お願いします。

○●●証人 結果としまして、発注者に対する事情聴取、立入検査が遅くなったということとは認識しております。それと、謄本、登記簿事項証明書をいつ入手したかということですが、すけれども、正確にはちょっと覚えてないのですけれども、平成24年の夏ごろであったと思います。

○井岡委員長 次に、建築関係の違反行政に長らく携わってこられた●●さん、答えてくださいますようお願いいたします。

まず、単に無届けで告発した事例はないとして、平野クレーン工業株式会社の無届け違反を軽い処分で見逃すことこそ、直罰規定と両罰規定をあえて組み込んだ建設リサイクル法の実効性を形骸化させることにはならないでしょうか、どうお考えでしょうか。

○●●証人 無届けのみをもって告発した全国事例は調査の結果ありませんでした。当然ながら、繰り返し同様な違反行為に至る場合にあっては、今回の注意処分を踏まえた処分を検討することになると思います。形骸化にはならないと考えております。

○井岡委員長 次に、平野クレーン工業株式会社、●●社長は、我が県で初めての無届け解体の発注者でありながら、当委員会の出席要請に応じていません。国土交通省の認可を得ている建設業者として、社会的責任の自覚に欠けると言わざるを得ないと思いますが、

これについてどのように思われますでしょうか。

○●●証人 平野クレーン工業株式会社がどういう理由で出席しないかはわかりません。

○井岡委員長 はい。次に、結果としてアスベストはレベル3の石綿スレートしか立証できていません。しかしながら、石綿スレートは推定8,000キログラムを排出されております。防じんシートが設置されず、作業員は防じんマスク等を装着していた記録も残されていません。

広陵東小学校や幼稚園に通う子どもらや作業員の健康にとって、心配される状況がつけられると思われませんが、中皮腫はアスベスト以外の要因でかかる病気ではありません。その発病に係るメカニズムがすべて明らかではなく、潜伏期間も20年から60年とまちまちです。製造中止の決断がおくれた我が国では、経済発展に比例して大量に使われてきました。阪神・淡路大震災以降、古い建築物の解体を通して被害者が激増しております。アスベストの災いから身を守ろうとするとき、まず、解体工事の細心の気配りが求められているのです。生命に係る国民的課題だと言っても決して言い過ぎではないでしょうと思われませんが、どう考えていますか。

○●●証人 解体におけるアスベストの取り扱いは、より慎重に行うべきと考えております。

○井岡委員長 次に、さきの委員会で株式会社山崎産業の●●さんは、注意処分をどう受けとめておられますかと私の質問に、記憶にございません、かなり月日がたってしまいましたからと答えています。文書による注意処分は彼らにとっては効き目なしというほかないと思われませんが、どのように考えられますでしょうか。

○●●証人 そのように答えているということであればですね、大変遺憾と思います。

○井岡委員長 はい。それでは最後に、この事案に関して、県や町の行政側や、これらのOBあるいは政治家やその他、だれかから何らかの働きかけを受けたことはありませんでしょうか。

○●●証人 ありません。

○井岡委員長 はい。以上で私からの質問を終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言をお願いします。

○山下副委員長 具体的な質問に対して、まことに抽象的な答弁に終始しているのではないかと思います。再度お尋ねします。

先ほど委任状が要るのではないかと、いわゆる後出しじゃんけんみたいなものでね。最

初はリフォームだ、改修だと思っておったと、1回目の事情聴取で答えてるわけですね。2回目、1カ月後の2回目の事情聴取ですよ、そうじゃなくて、届出書を書いてあった、つくってあったのだけれども出し忘れたのやと、こうやって届出書なるものを持ってきたと。1年間、この問題についての県の取り組みがストップしました。そのときだと思えますけれども、あなたは●●技術管理課長に対して、しばらく様子を見るとともに、発注者の今後提出される届出書の厳重チェックを行いたい、先ほども聞きましたけれども、あなたが●●技術管理課長に言うておられるわけですからけれども、これはいつ聞かれたのですか。

○●●証人 厳重にチェックをするということは、今後提出される届出書、それと先ほども述べましたが、現地におけるパトロールを強化したいということです。

○山下副委員長 聞いていることだけで結構です。●●技術管理課長にあなたがおっしゃった、今後提出される届出書を厳重にチェックしていくと、いつ言われたのですか。第1回目の事情聴取の後か、あるいは第2回目の事情聴取の後か、いつですか。

○●●証人 詳細な日時は覚えておりません。

○山下副委員長 思い出してください、そこが大変大事なところなのですよ。あなたは取り組みをその言葉以降に1年間放置しているのですよ、ねえ。そして、届け出、後から出てくる届出書という限りにおいては、私は第2回目の事情聴取のときに、前言を翻して、リフォームということを翻して、いやいや、届け出を実は忘れていたのですよって持ってきた、その届出書をおっしゃっているのですか。

○●●証人 いえ、そうではありません。この無届け事案に係る届出書ではなくて、今後、他で届けられる届出書という意味でございます。

○山下副委員長 何をおっしゃっているのですか。今、その1,600平方メートルになんなんとする倉庫を解体した、その審査しているのです。その審査をめぐって、あなたですよ、●●技術管理課長に、今後出てくるであろう届出書を厳重にチェックして何がわかるのですか、何を知らうとしたのですか。

○●●証人 今後厳重にチェックするという、今後提出される届出書というのは、当該違反事案、無届け事案になった届出書ではなくて、平野クレーン工業株式会社が他の建築物を仮に届け出る場合のことを想定しておりました。

○山下副委員長 そんなことで、要するに1カ年間ほったらかしにしたのですか。

○●●証人 先ほども申しましたが、結果的に発注者に対する事情聴取、それと発注者に対する処分、遅くなったことについては十分認識し、反省をしております。

○山下副委員長 いや、遅くなったことも含めて、調査してないのではないかという疑いを持って聞いているのですよ、ねえ。嚴重にチェックするというたらずよ、2回目の事情聴取に、1回目の言葉をひっくり返して、ねえ、リフォームだという言葉をはひっくり返して、届出はこうやって準備してただけけれども、届出するのを忘れただけなのだといって、所要の書類を添付しながら持ってきた。その届出書なるものを直ちに検討するのが当たり前の作業じゃないですか、なぜやらなかったのですか。

○●●証人 持ってきた届出書を嚴重にチェックをしていないというのは事実です。

○山下副委員長 なぜチェックしなかったのですか。

○●●証人 事情聴取において、忘れたとして提出された資料ということで、そこまでの意識はございませんでした。

○山下副委員長 そこまでの意識って何ですか。要するに、その届出書をあなたは全く評価しない、無視したということでもいいのですか。

○●●証人 無視したということではなくて、届出書の提出を忘れたということで、受注者から提出された資料ということでございます。

○山下副委員長 だから何回も言うでしょう、1回目と言葉が変わったのでしょうか、ねえ、その言葉が変わったら変わったことについて検証せなあかんでしょうがな。なぜ無届けなのかということをも最大限焦点にして調べなきゃだめでしょうがな。どうして、わざわざ持ってきて受理したのでしょうか。さらにもっと言います、1年おくれで、そのことについて4回目の事情聴取でくどくどあなた聞いているじゃないですか。1年後に聞くのだったら、直ちに聞いてですよ、証拠の提出を求め、それがうそだったらうそだということでも判断しなきゃだめじゃないですがな、そうじゃないですか。

○●●証人 その2回目の事情聴取当時、提出された証拠として受理はしました。そこで、先ほども申しましたとおり、そこまでの意識はございませんでした。

○山下副委員長 困るのですな、あなたがこの事態の処理について全部仕切ったのですよ、ねえ。●●技術管理課長は専門は土木で、要するに●●技術管理課長のもとにおったあなたが建築の問題、ねえ。県の副知事を委員長とする事務処理調査特別委員会の報告を見てもですよ、●●技術管理課長は建築について、あるいはこういう不祥事の処分の問題について、長年経験のある●●課長補佐の意見を重視したということをも強調しているじゃないですか。全部頼りにしておったあなたですよ、出されてきたにせの届出書を、私はそう思っていますけれども、その届出書のあやしい部分について、不確かな部分について、

ちゃんと詰めていかなきゃならないでしょうがな。それを1年もほったらかしにしておいて、違うところから証拠が出てくるかもわからへんと、そんなでたらめな調査ありませんが。要するにあなたの怠慢ですか。

○●●証人 提出された届出書を詳細に検証するという、そこまでの意識はありませんでした。結果として、発注者への事情聴取、立入検査、処分が遅くなったことについては反省をしております。

○山下副委員長 先ほどの具体的な質問の中でも、ねえ、2回目の事情聴取に持ってきた届出書の中には、工事名がですよ、旧村本建設株式会社仮設倉庫解体工事ってなっているわけです、ねえ。この提出期限の期日が5月15日なのです、いいですか、5月15日ね。

(発言する者あり) えっ、5月16日ね。発注者も受注者もともに認めている見積書、これが正式な、もう最終的な値交渉をしてきて、契約文書と思ってもらってもいいという、その見積書の日付は平成23年5月26日なのですね。その26日の見積書には、旧村本建設株式会社倉庫改修工事って書いてある。後から日付が遅い方に改修と書いて、日付の早い方ですね、解体って書いてある。そうしたら、株式会社山崎産業が言うてきた発注者と値交渉をしながら進めてきたと、あるいはそう進める中で、ああ、リフォームだと思っていたのだけれども、これは届け出しなければならぬ案件ではないかと思うようになって、届出書をつくったというのですよ。そうしたら、逆でなければならぬですな、逆で。日にちが早い方が修理で、遅いようになって解体の届けだということにならなきゃならないのに反対になっているわけです。こういう検証をしながら、●●さん、この届出書が本当にいうところの出そうと思って出し忘れたものであるかどうか、はっきりするのじゃないですか、そんな検証もしなかった。

○●●証人 届出書のチェックにつきましては、先ほど申しましたとおりです。工事名称につきましては、これは発注者、受注者の間で決められることなのでわかりません。

○山下副委員長 そうしたらね、これはもう聞かんとこと思うたけれども聞きますわ。あなたが解体した後の検査しましたですね。それは平成24年になってからです、ねえ。両方の報告書を出させて、発注者にも受注者にも報告書を出させて、それに基づく事情聴取した後ですね、現地へあなたが乗り込んで、どんな建物やったのかという検証をなさいましたね。そのときに、こういう何を出していなさるんですよ。その解体の報告書、多分、あなたが、こういうことです。建設リサイクル現地検査書というのをあなたの名前で作られていますね、覚えありますか。

○●●証人 作成しました。

○山下副委員長 その工事名の欄に、先ほど言ったと同じように、旧村本建設株式会社仮設倉庫解体工事となっている。さきの届出書と同じ工事名になっているわけです。それ以外に仮設倉庫という字を使っているところはないのですよ、●●さん。だから私は、これは役所サイドからこの届出書を出しなさいと、罪一等減じて注意処分にできるという、あなたの頭の中で処分のことが先走って、株式会社山崎産業の関係者に、あなたの周辺から情報を入れて、もっと言や、作成して持ち込んだ話ではないですか。こんな偶然の一致できないでしょう。

○●●証人 現地検査書に記入しました工事名は、平野クレーン工業株式会社立ち会い者における平野クレーン工業株式会社から聞いて書いたと記憶しております。それは提出を忘れた届出書と同様の工事名かと聞いた覚えはあります。私はその届出書にかかわったということは一切ございません。

○山下副委員長 いや、だから、偶然の一致であってほしいと私も思うていますが、仮設倉庫なるところの使い方はですね、ちょっと珍しいのですよ。この事案の関係の中で、そういう言葉がああ工事名に使われるっていうのは2カ所しかないから、偶然の一致かな、あやしいな、偶然の一致にしてはおかしいなというふうに私どもは思うています。

それからね、委任状の件、聞きましたですね。我々の資料としていただいております。いわゆる平成22年、平成23年度に株式会社山崎産業が解体工事を受注した全案件、ねえ、100件近くに上ります。これは、ごめんなさい、桜井土木事務所は一部あります、郡山土木事務所が一部あります、ほとんどが高田土木事務所管内ですね。そこですべてがですね、届け出は発注者自身ではなしに、株式会社山崎産業の関係者、とりわけ●●さんの名前を書いて届け出しているのですよ。発注者責任といいながらね、●●さんの名前で届け出しているのです。それを土木事務所は全部受け取っているのですね。通常、これらのマニュアルをいろいろ見てもですね、発行人や代理人、ごめんなさい、代理人代行者、これはですよ、一級建築士または行政書士の場合は、委任状なしで役所に届けることができる、こうマニュアルに書いてあります。それ以外の人は委任状が必要である、発注者の委任状が必要。委任状のついた届け出が出て、初めて発注者責任をどこまでも負うことができるのですよ、違いますか。株式会社山崎産業が受注した、いわゆる解体業、9割9分、株式会社山崎産業が届けているのですよ、委任状なしに。そのシステムが横行しているのは、恐らく奈良県だけでしょう。あなたが先ほどこのマニュアルを新しくつくる

ことについて、この点についても検討しているとおっしゃいました。この無届けを誘発する大きな原因の一つがここにあるのですね。そんな行政手続が、本当にまかり通ってきた現実について、あなた、どう思いますか。

○●●証人 先ほどと同様の回答で申しわけないんですけども、委任状につきましては、それを詳しく認識しておりませんでした。このたび無届け等の事案を受けまして、全体的なマニュアルの見直しが県土マネジメント部において、今、進行中と聞いております。その中において、正確に規定されるものと考えております。

○山下副委員長 ●●さん、あなた方はね、自分たちでつくった、いわゆる行政手続にも大きな穴を自分らであけているのですね。あなたは先ほど株式会社山崎産業の●●さんに対する質問の中で、見積もりですな、いわゆる届け出の代行しているわけです、代理しているわけです。それが見積もりに入っていないねえって問うているのです。それで、その問いで、一発で●●さんはあなたをなめたと思いますよ、この人、何にも知らないのやなと。とうとうと彼が言ったじゃないですか、受注者は代行はできない、代行業はできない。要するにお金をもらってそういう仕事はできないとって、とうとうと述べているじゃないですか、あなたの質問のときに。それはそういう意味なのですよ、あなた、何にも知らないのねと、恥ずかしくないですか。

○●●証人 これも先ほど答えさせていただきましたとおり、その当時の事情聴取において、そのような発言をしたと、余り意識せずに発言したということです。

○山下副委員長 そこですな、要するに処分の問題で、あなたは、ねえ、全国調査されたのを知っていますよ。役所っていうのはすぐにしんどい仕事になったら全国調査してね、アンケートをとって、それで右へ倣えするのですね。この建設リサイクル法ができて余り日にちがたっておりません。無届けで解体しとって、途中で見つかるっていうのはたくさんあるのですよ。途中で見つけられた場合はですよ、その解体業務が間違いなくやられているかどうかを検証しながら行政指導を入れていくという、あるいは入れてきたというこれまでの姿勢は、それはそれで正しいと思います、私も。しかしね、今回は丸々無届けで、最初から最後まで行政をだましたのじゃないですか。行政はだまされたのですよ、ねえ。そうした事態について、全国に例がないのやと、こうおっしゃる。しかし、法律が求めているのは、あえて発注者に責任を負わせて、直罰、無届けはどれだけの罰則というの、これもう無条件で無届けに対しては告発という措置をとると、これがあの法律でいうところの常識なのですよ、求める核心なのですよ。例えば駐車違反します。駐車違反して

我々は罰金納めますね、あれも直罰主義です。そういうたぐい、要するに解体をつつがなく行っていくために、こういう、あえて法律をつくらなきゃならない実態が高度経済成長以降、我が国の社会に起こった。そのことについて、そこにアスベストの問題ものせながらやったのですね。その経緯、ご存じやと思うのですよ。

あなたは、この告発どうのこうのというときにですよ、法の実効性が担保できるのかどうか、あるいはその告発が法定論争で維持できるのかどうかって、しおらしい、わかったようなことをおっしゃっておいりましたけれども、私らが一番心配するのは、委任状なしで、だれが持っていっても受け付けるような、そんな手抜きのシステム、ねえ、現実をちゃんと見ようとしない、もう事態が起こって、アスベストが幸いにも漏れていないというふうな前提のもとですよ、措置を行政措置、すなわち告発を注意処分などで処理しようとするのが先行していくのですね。あなた、この問題でアスベストと中皮腫の問題、勉強しましたか。中皮腫でどのぐらい亡くなっているか。それに照らして、アスベストに対する危機感を持ちましたか。

今、広陵東小学校の子どもたち、吸ったか吸わないか、だれもわかりません。だれもわからないけれども、ひょっとして吸ったかもわからない。今、中皮腫の患者っていうのは、どこで自分がアスベストを吸い込んだのか、ほとんどの場合わからないという人たちが多いのですよ。私の友人のように、中学校出てからすぐ王寺町のアスベスト工場に勤めて、健康優良児だった彼が50才前後で亡くなっています。そういう人たちは、もう直に吸うて、もう40代から、おれはもう長生きできへんと、あこでいろんなもん吸うてきたからできへんねと、こういうふうに言うとりましたよ。しかし、その人の奥さんとか、その人の衣装を洗濯した人とか、あるいは周辺に住んでおって、偶然、吸い込んだ人たち、その人たちが20年たって、30年たって、いや、60年たってから中皮腫を発症する、どこで吸ったかわからない。藤本義一さんもそうですよ、どこで吸ったかわからない。ただ、阪神・淡路大震災のときにボランティア活動しまくって、あのもうもうと立っている煙の中でやっぱり援助活動をしているのですね。ですから、そういう意味では、吸ったかもしれないとしたら、どういう責任とれます。

ですから、そういうことについて、傷ついたわけではない、目に見えてどういう被害に遭ったか、そういうことがない場合にですよ、あなた自身言っていたでしょう、100メートルもなんなんとする通学路やのに、現地から解体についての情報が入ってこなかった、どうしてだろうと不思議に思ったって言ったでしょう。そういうところの問題について、

あなた、どうして真っ正面から究明しようとししないのですかな。あなた、アスベストについての知ってる知見、さわり言ってくださいよ。

○●●証人 まず、ちょっと知見ということですけども、余り詳しくありません。本病気は、委員がおっしゃるように、仮に現在吸ったとしたら、約20年後にしか発症しないという恐ろしい病気であるということぐらいのことです。

○山下副委員長 少なくとも、あなた方がした処分に対して、委員長、先ほど最後におっしゃったように、株式会社山崎産業の関係者、記憶にございませんって答えてくれたのです、その席で。随分時間たっているから忘れまして答えてくれたのですよ。なあ、あなた方の処分、そんなものなのですよ、ねえ。それについてどう思います。

○●●証人 これもまた同様のことで申しわけないのですけれども、同様の違反行為を繰り返す場合については、今回の注意処分を踏まえて検討することになると思います。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○高柳委員 ちょっと言いたいことがあるんですけども……。

(「言いたいことじゃなくて尋ねたいことやろが」と呼ぶ者あり)

はい。(発言する者あり) 県のですね、事務処理調査特別委員会のまとめの中で感じた、疑問に思ったこと、まず聞かせていただきたいと思います。

解体業者である受注者が、無届けで解体したことについてどう思うかっていう問いをしているのですよね。●●さんは、届け出は2枚の書類を書くだけであるのに、なぜそれができなかったのか、解体業者であれば多数の届け出をしているので、届け出についてはよくわかっている、先ほど委員長の質問のところも私、聞いていて、まず伝わってこないのですよね。伝わってこないというか、すつとこない。委員長が質問していたことに答えていないと思います。

届け出の書類は2枚だけで済むって言うふうには言うているのですよね。その感覚をね、もう一度ここでおっしゃっていただきたいと思います。

○●●証人 調査委員会の調査の時点におきましては、2枚の届け出がなぜ出てこなかったかという、そういう思いでおりました。届け出が出なかったことについてはわかりません。

○高柳委員 あのですね、届け出っていうのは2枚の書類だけではないのですよね。奈良県の場合は2枚で済むのか知りませんが、ほかの県は5枚も6枚も添付書類がつくのですよ。2枚というのは、この点にとってはすごく不完全だっというふうに思ういま

すけれども、2枚の中にも凝縮された中身があるのです。というのは、契約書は文書で交わした契約書が欲しいのですよ。契約もないのに受注者の欄に書けないのですよ。届け出を出すということは、受注者が確定するということなのですよ。今、山下副委員長が言うているように、5月26日に見積もり、正式な文書じゃない口頭の契約ができたというのは5月26日なのですよ。届け出が出たのは5月16日なのですよ、出そうとしていたのが。で5月23日に工事に入っているっていうふうに言われているのですよ。

●●さんは、着工日も確定していないのですよ、1回から4回までの間で。着工日を確定しないね、事情聴取ってあるのかなっていうことをずっと考えていました。どの聞かれている人も着工日を言うていないのです。向こうは、受注者も発注者もごまかしているのかなって思うて、ずっと読んだのですけれども、聞く側も聞いていないのですよね。ということで、横道それていますけれども2枚じゃないのですよ。もっと言うたら、請負契約書の中にいろんなこと書かなあかんのですね。その産業廃棄物の見積もりとか量とか、そういうことを文書化した形で契約を結んで、初めて届出書の欄に受注者の名前が書けるのですよ。簡単な形、たった2枚じゃないのですよ。書くまでにすごく作業が必要だということなのですよ。それを僕は答えているその姿勢がね、伝わってこなかったです、これ読ませていただいて。

その次です。その次の同じ質問のところで、3点目のことで●●さん答えています。100メートルの解体工事が道に隣接している建物がね、3週間も発見されなかった、しかも通学路である、ちょっと離れていても横が住宅地、普通なら多数の通報があるところだが、町や近所からもそれが全くなかったっていうふうに県の調書で●●さん答えているのです。これどういうつもりで言うているのかな、私はすごく大事なことを言うてるっていうふうに思うたので、もう一遍、この場所で聞かせてください。

○●●証人 先ほども申しましたとおり、調査委員会の調査の時点においては、その事実ですね、100メートルにわたる建築物の解体工事に関するそういう通報等がなかったという思いを述べております。

○高柳委員 この間の委員長とか山下副委員長に対する答え方も含めてね、今のことも含めて感じたことは、最初の届け出は2枚の書類でええんやっていうその感じ方ね、それも県の調書にそういうことを答えているその姿勢がね、百条委員会で問題になっているのはアスベストのことなのですけれども、地元では問題になってないやんかとかね、住民が気にしてないのに、何でアスベストの問題、ここで取り上げるのやとかね、大げさに騒いでるの

が悪いんやっていうふうな形のふうにとれるのですよ、そういうこと、そのことをそのまま、そのときに言うたのだっていうふうに、そういうつもりではないですよ。

○●●証人 そのような考えは毛頭ございません。

○高柳委員 通学路で横に住宅地があって、住民が知らされていないのだと、住民がそれに全く気づいていないのやっていうことを県の調書で言うたときに、それをずっと調べてきた●●さんとしたら、もっと何をすべきやったというふうに思いますか。

○●●証人 これも先ほど申しましたとおり、発注者への事情聴取、現地への立入検査、これが遅くなったことについては十分認識をし、反省をしております。

○高柳委員 次にですね、平野クレーン工業株式会社は、この3月4日に同じ敷地で解体届を出して建物を1つ解体しました。そのときは、もうこの事件が、事案が起きているので、ガイドラインに沿ってきちっと解体してくれているものやというふうに思っています。例えば近隣住民や小学校に説明を3月4日、5日にこうやっているのですよね、4日に届けを出して。そんで、解体作業は、通学時間帯を避けて9時以降にするっていうことを届け出の書類の中に書いているのですよね。また、建築物の除去届も3月の6日にやっています。届け出シールとか建設業者の解体業者、建設業者の標識、これも張り出していますね、今度は。防じんシート、囲いですね、囲いとか、湿潤化で作業をやっています。作業員を守るために防じんマスクをつけさせていますよというふうなことを県をずっとおうて、そんな報告書ももらっています。ということで、例えば今までの1回から4回までの事情聴取の中で、●●さんは周辺住民への健康の問題、働く人の安全とかというところを問題にしていない。していても、例えば防護シートを設置していますかって言うたら、していない理由、簡単に答えていることに関して食い下がっていないのですよね。また、湿潤化をしていますかっていう質問で、しているというふうに口は、●●さんの質問には答えているけれども、その裏をとる、そういう何というのですか、指導、写真の要求はしていないのですよね。そういうことからいえば、なぜそういうふうな質問をしなかったのですか。

○●●証人 第1回目の事情聴取におきまして、工事写真、関係書類等の資料の要求はいたしました。その結果、出てきたものが、ここにあります2回目の事情聴取で簡易な平面図、それと届け出を忘れた届出書でした。工事写真は提出されませんでした。

○高柳委員 そうなのですよ。出てきた書類というのはほとんどないのですよね、資料とか。出てきた届出書は、僕の見限り、多くが事実じゃないことを書いています。その検証もしていないのですよね。

そういう中でね、●●さんはこういうことを言うているのですよ。解体の実態が不適切というものでもないというふうに言うて、ここですよ、今からでも告発することが可能かっていう設問の中で、解体の実態が不適切というものではないというふうに言い切っているのですよね。僕は1回目のときに資料請求をしたっていうことは読んでいます。そやけれども言いっ放しなのですよ。言って、その資料が何で出てこないのかっていう裏を、裏っていうのか、一つも追うていっていないのですよね、伝わるように。

私は、この間、この広陵町の解体のことに、ずっと●●さんと事情聴取をやっているということ知らないで、いろんな資料を出してくださいって言うて、出してください、出してくださいって言うてきたのですけども、そういうことと同時並行で進んでいたのです。そういうことが事情聴取の中でね、生かされてないということに関しては、非常に残念だと思うのですけれども、1回から4回までに周辺住民のそういうことの安全に関する質問、働いている人がどういう状況で働いていたのかということの裏をとるような質問もしない中でね、解体の実態が不適切でないということを根拠にしてね、一定の判断を下すということに関して、非常に疑問に思う、私の考え方に関して何かあれば言うてください。

○●●証人 事情聴取におきましては、石綿スレートは手で外されて、破碎されずに原形を残したままで処分されたということが確認されております。

(「どこで確認されてんの、そなん確認されてへんやろ」と呼ぶ者あり)

それと作業員のマスク着用に係る質問はないということですが、そこまでの質問はしていなかったと思います。

○高柳委員 ●●さんはね、告発の基準を決めるときに一番最初に答えているのは、県民の安全、生命の影響だっというふうに答えて、その次に法の実効性云々という、そういう専門的な話も含めてね、要するに無届けによって、すべての法を崩してしまう場合とか云々というふうに言っているのですけれど、一番最初に県民の安全、生命の影響というふうに答えているときに、何でその質問がね、質問というんか、発注者なり受注者に問わなくて、解体の実態が不適切でないというふうに行き着いたのかっていうことが、もう少し違った側面で答えることができたなら、してほしいと思います。

○井岡委員長 質問ですか。

○高柳委員 はい、質問です。

○●●証人 当時の事情聴取を行った私の記憶においては、解体に携わった作業員の安全

性に関する防護マスク等については、先ほどもお答えしたとおり記憶にございません。

○高柳委員 今度は違った形で、また質問させていただきます。

昨年の10月の決算審査特別委員会で、山下副委員長が通学路の安全について質問しました。この事案に関連して。通学途中に子どもにごみが入ったということから始まっておるのです。山下副委員長は、広陵町百済で大規模な倉庫の無届け解体が行われた。業者の説明では、地元の小学校へ解体がすべてほぼ終わった段階、6月10日に行われた、地元の説明は、地元小学校の説明に行つて、6月10日に行われた。通学路は100メートル隣接していると、それで、子どもたちの通学路がアスベストの危険にさらされて、土木環境行政が何もすることができなかつたと、同時に教育行政も通学路の安全にかかわつて対策がとれなかつたのかと、問題視すらできていないのかつていう、そんな質問したのですよ。

県教育委員会からは、5月の解体工事については、地方教育委員会や学校には報告や相談はなかつた、特に学校は解体工事の状況について、全く知らなかつたし、気づかなかつた、5月の工事は知らなかつたと。6月10日に平野クレーン工業株式会社が小学校に向いて、道路の切り下げの件で、学校及びPTAと話し合つたとの答弁が返つてきているのです。

先日の百条委員会で平野クレーン工業株式会社の●●さんは、学校への歩道切り下げの説明はやつたと、そやけれども、アスベストのことには一切触れていないというのをここで証言しました。ほぼ解体が終わつた6月10日、話し合い、これ、だれがあつせんしたのか、だれが小学校で切り下げの話し合い、説明会を持つたのかという話を気にならなかつたのですか、6月10日。あなた、事情聴取で聞いているのですけれども、第3回るとき●●さんに聞いているのですけれども、説明会を持つたつて言うているのですよ。その説明は5月23日に持つた、5月中旬に持つたつて書いてあるのです。それだったら、僕ら、その説明を見たらね、アスベストの事前の説明をしているというふうに思うのですね。だけれども、山下副委員長の質問だったら、それは6月10日に説明に行つておるのですよ、平野クレーン工業株式会社が。実態は何やいうたら、アスベストの説明じゃなしに、歩道の切り下げの説明に行つておるのですよ。今、県は子どもたちの交通安全、そのことに関して注目してるといふことはわかるのやけれども、何で歩道の切り下げには平野クレーン工業株式会社が行くけれども、アスベストのことはだれも問題にしなかつたのかといふことがすごく疑問になるのですよ。

そこで、何で、だれが小学校に説明したらええよ、説明に来てほしいって言い出したの
かっていうのを県教育委員会に聞いたのですよ。そうしたら、この話し合いを提案したの
は、歩道の切り下げの情報を得た広陵町の教育委員会が、それやったら切り下げの説明し
てもらわなあかんやんかっていうて、平野クレーン工業株式会社を呼んだのですよ。それ
でPTAも来て、その説明を6月10日にしたのですよ。6月8日には、第1回目の事情
聴取の裏の付録についているのです。6月8日には、委員長の質問にもあったと思うので
すけれども、広陵町の教育委員会の局長、そして都市整備部の部長が現場に行って、現場
で確認しているのです。そやのに、6月8日ですよ、6月10日違いますよ、8日に行っ
ているのに6月10日は歩道の切り下げの学校の説明なのですよ。何でそういうことが起
きたんかということを経験聴取するときには、私はそういう感性で臨んでほしいのですよ。
何で、そういう視点で調査をしようとしなかったのか、できなかったのか。例えば5月中
旬に学校に説明に行きましたって、●●さんが事情聴取で言うといいます、そうしたら、ど
んなことを説明したのですかって聞いたらよかったですよ。今度は、●●さんは、それ
は歩道の切り下げです、アスベストの説明はしていませんと言うたら、それはおかしいと
言えますやろ。そういうふうな事情聴取になっていないということが、今回のこのやりと
りの中で見えてきたのですよ。それ、言うてることわかりますか、何か今の言うてること
で感想を言うてください。

○●●証人 発注者が学校の方に説明をしたということは、事情聴取記録にあるとおりで、
今お述べのような観点はなかったと思います。

○井岡委員長 簡潔に、お願いします。

○高柳委員 はい。すごくね、子どものこととか、県民の健康のことを告発の基準の第1
番目に言うているのに、そのことに関して質問をしていないのですよ、事情聴取の中で。
それと同時にですね、やっぱり僕らも押さえなあかんことは、広陵町教育委員会、都市整
備部長さん、6月8日に現場に行ったらほとんど解体されていた。100メートル近く道
路が通学路と隣接しているということはつかんでいるのですよね。そういう事実がありな
がら、学校での説明会では道路の切り下げしか論議できないという、今の置かれているア
スベストに関して、そういう情報しか、大体、県だけじゃなく全体にその情報が不足して
いるのですよ。そういうことをやはり事情聴取の中でわかるようにすることが、一つの今
回の事案を深めていくことだと思いませんか。

○●●証人 先ほども申しましたとおり、歩道の切り下げに係るそういう説明会等のこと

についてまで観点はございませんでした。

○高柳委員 もう一度だけ。歩道の切り下げの説明会の観点じゃないのですよ。5月の中旬に学校で説明会をしたっていうたら、僕ですら、これはアスベストの説明やと思うのですよ。そのときに聞いたらね、そうしたら、違った、それは6月やっていうふうに言うのですよ。間違った事情聴取の記述は訂正できるのですよ。そういう事情聴取が幾つもあるのと違いますが、この中に、聞き直したら訂正せなあかん中身があるのと違いますが、という、そういう質問で終わっておきます。以上です。

○太田委員 ちょっとだけ。先ほどのやりとりの中で、まず、この百条委員会というのは、この事実関係を明らかにするということと同時に、やっぱりこうした問題をこれから二度と起こさないということを、本当に教訓に何をしていくのかということが大事なことだと思うのですけれども、この間の今のやりとりをお聞きしていると、果たしてこれからこういう無届けの事案が出てきたときに、本当に防止できるのかどうかという、ちょっと不安がぬぐえないところが私の正直な思いです。

先ほど、この委員会の調査の中で、●●さんから、今回その通報を受けたときに、事の重大性と事情聴取をして証言を翻しているということが悪質だと思った、これを繰り返言われているのですけれども、ところが、その告発するとなると、処分基準がないのが今の現状で、それを考えると大変困難だと思う。今、本当に現実に置かれている現状と、果たして、じゃあ、それに対して何か県として指導が、処分ができるのかというと、それはもう手が出せない。ここは変えられないのかと、私はそれはすごいもどかしい気持ちで今お聞きしていて、そういう思いでいっぱいだったのですけれども、その点について、●●さんの思いといたしますか、これ何を教訓にせなあかんのかということが全然見えてこないのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○●●証人 建設リサイクル法の違反事案に対しては、やはり関係する法令が部局間にわたること、それと土木事務所が実務をやっていること、そういう、国にも関係法令があること、解体工事は解体から処分まで一連の行為が伴うということをかながみますと、やはり違反事案が起こった場合については、関係部局との連携と土木事務所とのスムーズな情報交換、必要に応じて国とも連携をしていくということは大変重要やと考えております。

○太田委員 この関係部局との連携ということの不足については、もうこの中でもいろいろ述べられております。例えばアスベストの問題でも、最初、●●さんはアスベストを心配、近くに小学校や幼稚園があつて粉じんを吸ったと、アスベストではないかと心配して

いるという聞き取りをお聞きしまして、そのことを関係課に、廃棄物対策課と環境政策課に連絡をして、ペーパーを持って行って、ところが具体的にどうしようかと、この対応をどうするかという協議までは進まなかったと、アスベストの問題は、もうここで恐らく終わってしまっていると思うのですけれども。今は部署は違いますが、技術管理課でこういう問題が起こって、これから関係部局との連携とか、こうした問題が起こったときにどういう対応をせよということをもとの部署に残していらっしゃったのか、その点については、何を残したのかということについてお聞きしたいと思います。

〇〇〇証人 この無届け事案に関しましては、調査委員会の報告を踏まえまして、現在、県土マネジメント部におきまして、要領の改正、マニュアルの作成等々が行われることと思っております。これらによって、それぞれの連携、具体的な動きについて規定されるものと考えております。

〇太田委員 質問は以上でございますけれども、やはりこれはマニュアルだけでは私は解決できないと。やっぱり先ほどのやりとりでありますけれども、県民の命を守るという、本当にその思いをしっかりと持って、このマニュアルに魂を入れなければ、これは実効性あるものにはならないと思っておりますけれども、今のこのやりとりの中では、私は非常に不安が残るという印象を持ったことだけ発言しておきます。以上です。

〇井岡委員長 ほかにございませんか。

〇山下副委員長 もうほかになかったらですね、証人尋問ですね、あなた、質問に対して真っ正面から答え切れていない、この状態をそのまま放置するわけにいきませんから、再度あなたを証人尋問しなきゃならんという事態だと私は認識するのです。

そこですね、委員長、きょうの答弁を踏まえてですよ、あなたが文書できょう問われたことについて整理して、委員会に提出していただく、その上で、再度あなたに対する証人尋問をするかどうかの決定をしたいと思います。

それと、あと2点、具体的な話で聞かしておいてください。

あなたは、通常シートはするのだけれども、間に私有地があつてできなかったのだと、こういうことがいわゆる事情聴取の記録の中に明記されています。それを私たちは株式会社山崎産業の〇〇氏に過日聞きました、この証人尋問の中で。そうしたら彼は、そんなこと言った覚えはないというので、そのテープ起こしをお願いしたい。それから、それに関して、あの突っ込みができないということは、〇〇さん、あなたが実際に次の年にです、平成24年の現場への調査に踏み込むまで、あなたは現場がどうなっているかって知らな

かったですね。そのことについて何してください。

それとあと1点、具体的な話ではですね、先ほどスレートの問題が出ました。あなたがスレートはほぼ原形のままに処理された、こうおっしゃったけれど、どこで確認したのですか、ねえ。8トンにも及ぶスレートがですよ、一枚一枚調査されたのですか。何のためにシートをなささいという行政指導をするのですかな。それは、あなたがどこかでちゃんと確認しましたよとおっしゃるのなら教えてください。事情聴取の記録の中に、どこにもないですから、そのところが非常に大事なことで教えてください。そういうことで、委員長。

○**井岡委員長** はい、書類ですね。

ただいまの質問について、後日、また……。

○**山下副委員長** いや、質問、スレートの状態。

○**井岡委員長** はい、それなら、スレートだけね。

○**証人** 済みません。事情聴取のテープ起こしということでおっしゃっていただきましたけれども、これは先ほどご答弁させていただいたとおり、録音はしておりません。

○**山下副委員長** していない。

○**証人** はい、事情聴取の録音はしていません。

○**井岡委員長** スレートの置き場所っていうのはどこですか。

(「スレート」と呼ぶ者あり)

○**井岡委員長** スレートの置き場所確認というのは。

○**証人** スレートの置き場所、私は、お述べのとおり、この時期には現地には行っておりません。

○**山下副委員長** 現地は知らないね。

○**証人** はい。

○**井岡委員長** その他、また不明な点について、後日、書面にて提出いただくこととし、再度の証人尋問については、また後日協議したいと思っておりますので、まずは書面にて提出をできるだけお願いしたいと思います。

ほかに質問ございませんか。

ないようですので、以上で証人に対する質問は終了いたしました。

証人には、お忙しいところありがとうございました。ご退席していただいて結構です。どうもありがとうございました。

(●●証人退席)

次の証人、当時の県くらし創造部景観・環境局環境政策課の課長の入室を認めます。

(●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。報道関係の皆さんに申し上げますが、写真撮影はここまででありますので、よろしく願いいたします。

全員ご起立願います。傍聴の方もご起立願います。

(全員起立)

●●●●さん、宣誓書の朗読を願います。

○●●証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成25年4月25日。●●●●。

○井岡委員長 ご着席願います。

証人は、宣誓書に署名捺印願います。

(「委員長風邪ひいてんのか」と呼ぶ者あり)

それでは、これより証言を求めることとなりますが、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。

また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします

なお、こちらからの質問のときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。また、証人は委員に対して質疑をすることはできませんので、ご了承願います。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、倉庫の無届解体に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

これより、証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

まず、人定質問を行います。

あなたは、●●●●さんですか。

○●●証人 はい。●●●●です。

○井岡委員長 ●●証人、住所、職業、生年月日をお述べください。

可能であったという認識はもっております。以上でよろしいでしょうか。

○山下副委員長 次の質問にうつります。県の事務処理調査委員会の報告でも、大気汚染防止法の届け出の対象外の場合については、その是非は別として、大気汚染防止法上立入調査の権限も与えられていないものの、土木部及び景観・環境局が連携を図り、建設リサイクル法に基づき何らかの対応をすることは可能であった、と述べられていますが、無届で1500平方メートル近い大きな建物の解体が行われたということは、何か問題が含まれているのではないかと、環境政策課は景観・環境保全センター、土木部と連携して、どのような建物が解体されたのかを正確につかむために、無届解体工事で手はずしされたスレートがまだ現場に保管されているという、解体して間のない時期に、その建物の規模、使用実態、適正な分別解体や建設資材廃棄物の処理過程など把握する現地確認をおこなっていません、どうしてでしょうか。

○証人 先ほどの質問とよく似た感じがするわけですが、土木部と協働しながらという部分では、技術的な問題でできるとは認識をしていますが、当時、最初に技術管理課から情報をいただいた、平成23年6月ですか、その当時いただいた情報は、広陵町で倉庫が解体されておって、それにはスレートが使われておったと。近くに学校があって、子どもさんがほこりを吸ったと言っているとかいう話がありまして、それで、その工事は2週間ほど前に終わっているというふうなことも聞いておりました。ただ、今となってみますと、その時に、もう少し十分、その規模とかを聞いておけばよかったのかもしれませんが、その規模とかそういうふうなことは聞いておりませんで、そういう事実がある中で、そういうアスベストについては、何か問題がないかとかいうふうな、そういう照会的な情報提供でございまして、当方としましては、その時には、アスベストは、あ、アスベストじゃない、すみません、スレート板は手はずしで解体されているというふうなことを聞いていましたので、手はずしで解体されているということであれば、スレート板ですが、それは問題ないですよという答えをして終わっておったところでございます。その後、何かあればまた連絡をいただきたいということで、それで終わっておりまして、具体的に、規模なり大きさ、量とかですね、そういうのは、翌年の6月議会で取り上げられて、改めて技術管理課からお聞きを何回かしているうちに、情報共有も含めて、会議を持たしている中で、面積とか量とかいう話を具体的に知ってきた次第でございまして、当時はそういう状況で、そこまでの規模のことは、認識はしておりませんでした。以上です。

○井岡委員長 次に、レベル3のスレートを手ばらしで作業したという解体業者が述べて

いる内容を、本当にレベル3だけなのか、手ばらしをしたとの確認をとれていないのにレベル3のスレートを手ばらしでの作業というメモが、技術管理課から情報提供されていましたが、実際の解体の現場は通学路に面しているのに防護シートなしで解体され、石綿スレートの総量は8000キログラムと大変大規模な解体工事でした。

また、建物は何回か改修を重ねてきた大きな建設会社の倉庫で、電気溶接やアセチレンガス作業などの耐火改修をしている建物と考えると、現場の解体時のほこりや周辺通学路の土壤に含まれている石綿の検査をすることで石綿スレートに含まれる石綿やその種類以外の石綿が高濃度で検出されるかもしれません。無届け解体ということで周辺住民の不安にこたえることも必要があったのではないのですか、解体直後の立入検査を考えられませんでしたでしょうか。おたずねします。

〇〇〇証人 先ほどもお答えした内容とだぶるかもしれませんが、当初お聞きしたときには、先ほど述べましたように、スレート葺きの建物でという話でございました。それはあくまでも、土木事務所が現地で調査といたしますか、事情聴取といたしますか、された結果として聞いておりました。ということで、その時に慎重さがたりないと言われれば、そうかもしれませんが、我々としましては、土木部で調査をしていただいた内容ということで、それを、なんていいますか、うそを言っているという話ではなくて、その調査の結果として判断してきたものでございます。その後、先ほど言いましたように、翌年の6月に情報提供なり、技術管理課とうちと廃棄物対策課と3課でいろいろな情報共有をしている中で、規模も知ったということで、あと、何か、スレート板以外に、もしアスベストが使われておる可能性がないのかというふうなことも思いまして、1つは思いましたのは、建築確認とかいう関係で、建築課の方にそういう図面とか、参考になるものがないかということで、そこへも聞きに行きました。また、面積が大きいという倉庫ということですので、耐火構造というのですかね、そういう関係で、消防署にも何か図面なり参考資料がないかということも思いまして、香芝広陵消防組合本部の方へも行ったわけでございますが、そこでもそういう図面なり書類は見つけることはできませんでした。遅まきながらと言われれば、言い訳のしようもないのですが、1年たってからではございますが、そういうふうなことをしてきたところでございます。それと、地元の方では、大変、このこと、解体の話で、アスベストについて大変心配をされているというふうなことが、聞こえてまいりまして、8月25日だったと思いますが、工場周辺3カ所でアスベストの濃度調査をいたしました。ただ、これは、1年経っておりますので、本当にそれが有用なのかという思いは、自分で

も思っておったところですが、地元が大変不安を抱いているということもありますので、念のためにそういう調査もしたところでございます。以上でございます。

○井岡委員長 最後に、この事案に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他、誰かから、何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○●●証人 働きかけという意味合いがもう一つよく分かりませんが、俗にいう圧力とかいうお話でしょうか。

○井岡委員長 圧力ではありません。働きかけです。

○●●証人 働きかけですか。

(「口ききです、口きき」と呼ぶ者あり)

あ、口…。そういうことは一切ございません。

○井岡委員長 以上で私からの質問を終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言を願います。

できるだけ時間超過しておりますので、幾分程度、手短にお願いしたいと思います。

○山下副委員長 ●●さん、この事態が発覚した直後にですね、高田土木事務所から連絡があれば、一緒に現地に赴くような体制は環境政策課ではできていたのですか。

○●●証人 こういうアスベストの問題でですね、解体について不都合なり、いろいろ指導すべき問題があればですね、それは常にうちと、それからうちの課に係りましてはうちの課なり出先の景観・環境保全センターといつも一緒に行ったりということはしておりますので、何ていいますか、この件でといいますと、最初の情報がそういう規模とかわからなかった情報なので、行ったかどうかというのはちょっとわかりませんが、体制としては行く体制でいつもおります。

○山下副委員長 役所って、そんなまどろっこしいところあるのですね。もし、届け出が出ておって、スレートがありというふうなことがあれば、土木事務所は環境政策課や、あるいは景観・環境保全センターに連絡するシステムはできているのですねと、こうお尋ねしたら、どうお答えになります。

○●●証人 レベル1とレベル2、俗に石綿ですね、吹きつけのアスベストとかですね、それから断熱材とか、これらレベル1、レベル2と言うのですが、これらの大気汚染をするといいますか、飛散性の高いものについては連絡が来ます。もともとスレートにつきましては飛散性が低くてですね、事業者からの届け出も要らないというふうになっておりますので、レベル3については多分来ないと思います。レベル1、2は必ず全部来ます。そ

れについては、全部回ります。

○山下副委員長 ●●さん、ちょっと記憶違いがあるのと違いますか。レベル1、レベル2は届け出なきゃならんでしょう。

○●●証人 はい。

○山下副委員長 それはそれで連絡網はあるというのはわかっているんです。にもかかわらず、この法の改正、今、検討されていますけれども、法の改正がなかったって、奈良県では土木事務所が届け出の中で、飛散性の少ないレベル3にしても、石綿スレートがあるとなればですね、少なくとも景観・環境保全センターと連絡をとり合っていてやってきたのじゃないですか。私の調査した中でもですね、平成22年に株式会社山崎産業が天理市で解体した建物の中に石綿スレートがあったと。それについて、景観・環境保全センターに連絡し、景観・環境保全センターがその確認に現地にも行ってますし、その処理について、確かに処理したというような確認もできておったと思うのですけれども、そういうことに、そういう連携があったんじゃないですか。

○●●証人 済みません、今の部分でちょっと勘違いの部分がありまして。大気汚染防止法上届け出が要る部分というのとちょっとごっちゃになってきまして。土木事務所から、通常は全部、景観・環境保全センターの方へ行くという格好でございまして、今の、今回の件も、本来は向こうへ行くべきものがうちへ来てしまっていたということでございます。

○山下副委員長 それで、役所がおかしいというところはね、無届けで届け出がなかったら、届け出の中にスレートがあるない書いていないのですから、そうなったら景観・環境保全センターに連絡しないのですね、変やと思いますか。

○●●証人 ちょっと何と答えていいのか、確かにそういう感じが、はい。

○山下副委員長 はい、終わります。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で証人に関する質問は終了いたしました。

証人には、長時間ありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(●●証人退席)

続いての証人、当時の県土木部技術管理課課長の入室を認めます。

(●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただきま

して、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。報道関係の皆さま

ここ数年間で、アスベストによる中皮腫で死亡する人が毎年1,300人を超え、また、アスベストの影響が強く疑われる肺がんの死亡者は、その3倍になっています。この数字はほぼ、交通事故死と同じ位のレベルです。

ところで、先日、大気汚染防止法の改正の閣議決定が行われました。解体工事のアスベスト飛散防止に向けて大幅な規制強化が図られています。建設リサイクル法と同じく発注者責任が重くなりました。今次のわが県における無届け解体事案を踏まえて感想を述べて下さい。

○●●証人 まず、大気汚染防止法については、私あまり詳しくはございません。ただ、今言われているように、アスベストの飛散防止強化のために、発注者に対して、一定の責任を課されたものというふうに考えております。以上です。

○井岡委員長 ●●さん。あなたは県副知事らの事情聴取の際、第1回の事情聴取をした平成23年6月27日まで発注者がわからなかったと述べていました。すでに平成23年4月28日申請、同5月16日承認で、平野クレーン工業株式会社が歩道切り下げ工事の手續を高田土木事務所に行っていること、この手續に先行して倉庫解体の手續が必要なことをなぜ気づかなかったのでしょうか、おたずねします。

○●●証人 その時は、歩道切り下げの申請書の提出については、全く知りませんでした。

○井岡委員長 今次の無届け解体事案の事務処理の顛末を明らかにし、原因の究明と今後の改善策を検討するため、県は、稲山副知事を委員長とし、弁護士1名を含め、計6名の委員からなる事務処理調査委員会を組織し、平成24年12月10日付で報告書をまとめています。

その県調査委員会調査報告書に、記述されているのですが、●●課長、あなたに対して、しばらく様子を見るとともに、受注者の今後提出される届出書の嚴重チェックを行いたいと語ったという●●課長補佐の言動についてお聞きします。このやりとりはいつのことですか。今後、提出される届出書とはいかなるもので、その嚴重チェックとはどこで明らかにされたのですか、おたずねします。

○●●証人 確か、平成23年の9月頃だったというふうに思っております。今後、当該受注者の届出書の内容や、内容のチェックや、パトロールの強化をしようということでした。それで、結局、何もできませんでした。その点は反省しております。

○井岡委員長 次に、県の事務処理調査報告書の記述に基づいて、●●さんにお聞きします。

まず、これは完全に私のミスなのだが、無届けの話とアスベストの適正な分別解体の話
を別々に切り離して考えるのではなく、一体として考えた、言われた意味がよく分かりま
せん。説明をお願いします。また、いつ頃から切り離して考えるようになったのですか、
お答え願います。

○●●証人 平成23年の時は、まずこの事案については、発注者が無届けという話と、
受注者によって、適正な分別解体がおこなわれたかという2つの話がありました。平成2
3年の時は、これを一体で進めようと考えておりました。副知事を筆頭とする事務処理調
査委員会は、平成24年11月に開催されましたが、その時の私の発言としては、無届け
を切り離して早く対応すればよかったという意味で、私のミスだと発言しました。しかし
ながら、実際は、平成24年6月から、アスベストと無届けを一体として、詳細な調査を
実施しているところでございます。

今の時点で振り返れば、平成23年7、8月の時点で、平成24年6月以降に実施した
詳細な調査を一体的に、アスベストと無届けを一体的に行えばよかったというふうに考え
ておる次第でございます。

○井岡委員長 直罰規定の運用について●●補佐に聞きますと、単に無届けだけで告発し
た例はないと聞き、私の考えでは、告発というよりも口頭注意か書面による注意ぐらいと
思っていたと述べられています。いつ頃、●●補佐から聞かれたのでしょうか。

○●●証人 正直なところ、はっきり覚えていません。はっきり覚えていませんが、ちょ
っと時期はずれていますが、平成24年6月には聞いていたと。それまでのどの時期に聞
いたかは覚えていません。

○井岡委員長 次に、少なくとも第1回、第2回の事情聴取では、受注者が不適切な分別
解体をしているという違反事実を確認できなかった。しかし、不信感、キナ臭さを感じた。
本当にこれ位の調査で終えていいのか、と述べられています。通学路の安全措置、解体
作業員の安全対策すら明らかになっていません。受注者側の言い分を聞いただけでは真相
も明らかにされたということにはならないと思われま。

●●さん。第1回、第2回の事情聴取で聞くべきことが聞けていたのでしょうか。

○●●証人 平成23年当時は、第1回、第2回の事情聴取で聞くべきことは聞いたとい
うふうに思っておりましたが、平成24年のときに振り返ったときに、やはり不十分だ
ということで、再び、受注者に対して事情聴取を実施しました。

○井岡委員長 また、本当にこれくらいの調査で終えていいのか云々です。これくらいの

調査とはどういう意味で言われたのでしょうか。

○●●証人 当時すごく気になっていたのは、アスベストが適正に分別解体されたのかということでございます。1回、2回目の受注者のヒアリングのときに、アスベストに関してですので、特に大きな話は、大きな建物の屋根について、当初は実は石綿スレートだったと。2回目はトタン屋根でしたというふうに、供述が変わっております。正直、そのところがですね、受注者の供述だけで客観的な証拠はなかったということで、根拠が不十分ではないかと考えていました。

○井岡委員長 土木行政に長らく携わってこられた●●さんですけれども、お答え願います。単に無届けで告発した事例はないとして、平野クレーン工業株式会社の無届け違反を軽い処分で見逃すことこそ、直罰規定と両罰規定をあえて組みこんだ建設リサイクル法の実効性を形骸化させることにならないでしょうか、どうお考えでしょうか。

○●●証人 今回の事案については、嚴重注意を行いました。嚴重注意を行ってそれに従わず、違反を繰り返せばですね、その次の告発処分等についてはですね、それを判断材料のひとつとして、検討していくことになります。そういう意味で効果はあるというふうに考えております。

○井岡委員長 平野クレーン工業株式会社●●社長は、わが県で初めての無届け解体の発注者でありながら当委員会の出席要請にまだ出席されておられません。国土交通省認可を得ている建設業者としての社会的責任の自覚に欠けると言わざるを得ないと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○●●証人 すみません、これについては私わかりません。

○井岡委員長 結果としてアスベストはレベル3の石綿スレートしか立証できていません。しかしながら石綿スレートは推定8千キログラムも排出されたのです。防じんシートが設置されず、作業員は防じんマスク等を装着していた記録も残されていません。

広陵東小学校や幼稚園に通う子どもらや作業員の健康にとって心配される状況がつくられていたことは確かなことです。中皮腫はアスベスト以外の要因でかかる病気ではありません。その発病に係るメカニズムがすべて明らかではなく、潜伏期間も20年から60年とまちまちです。製造中止の決断が遅れたわが国では、経済発展に比例して大量に使われてきました。阪神・淡路大震災以降、古い建築物の解体を通して被害者が激増しているのです。アスベストの災いから身を守ろうとするとき、まず、解体工事への細心の気くばりが求められているのです。生命に係る国民的課題だと言いきって決して言いすぎではない

と思われませんが、どうお考えでしょうか、お答えください。

○●●証人 当然のことながら、アスベストについては、法律に基づき適正に処理をされるべきだというふうに思っております。飛散防止等についてもですね、飛散防止の措置についてもするのが望ましいというふうに考えておるところでございますが、今回の事案については、湿潤化等、湿潤化や飛散防止の措置はなされていなかったと。しかしながら、手ばらしで破砕されることなく、処理されたということでございますので、そういう意味では法的には問題はないというふうに考えております。

○井岡委員長 先の当委員会で株式会社山崎産業の●●社長は、注意処分をどう受けとめておられますかという私の質問に、記憶にございません、かなり月日が経ってしまいましたから、と答えています。文書による注意処分は彼らにとっては効き目なしという他ありません。どのように考えられますでしょうか。

○●●証人 嚴重注意の書面については、高田土木事務所長が、株式会社山崎産業をよび、書面を読んで、なおかつ手交したということでございます。本当に株式会社山崎産業が、その資料内容を知らないということであるならば、非常に遺憾であると思っております。

○井岡委員長 最後に、この事案に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他、誰かから、何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○●●証人 一切ございません。

○井岡委員長 それでは、私からの質問は終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言をお願いします。

○山下副委員長 ●●さん、あなた、今、最後の方で法的に問題はない、こうおっしゃいました。アスベストにかかわって法的な守りが大変弱いっていうのも確かですね。あなたは行政マンです。法を大事にする、そのことは大変大切なことだと思うのです。それ以上に国民の、県民の生命と安全に配慮するっていうことがもっと大事なことはないでしょうか。

○●●証人 副委員長の言われるとおりです。まさに国民の生命、健康を守るために、適正な対応をするというのが非常に重要やというふうに考えています。

○山下副委員長 さすれば、まず、あなたが先ほどの答弁の中で、手ばらしされたアスベストは原形を保った形で処理された、どこで確認したのですか。

○●●証人 受注者からマニフェストを取り寄せ、そのマニフェストを廃棄物対策課に渡して、廃棄物対策課の方で確認していただきました。

○山下副委員長 ●●さんね、そしたら、あなたの論法でいけばね、手ばらしして、ねえ、目に見えるような大きなほこりを立てないで、そっと処理できたら、それでいわゆる分別解体の重要な一つはパスしたということになるのですか。

○●●証人 石綿スレートは、いわゆるレベル3、非飛散性のアスベストが含まれているものでございます。まさにですね、原形のまま破砕もされずに、あるいはせん孔もされずに解体されるならばですね、湿潤化あるいは飛散防止の措置は理屈上は必要ありません。しかしながら、いろんな場合も想定されるので、そのような、今言ったような事前の措置をするのは法的な意味を横に置いて、やはり重要なことではないかなというふうに考えておる次第でございます。

○山下副委員長 あなた方は机上でそういうことを言うのですね。じゃあ、先日、高田土木事務所が発注した河川改修工事をめぐって通報がありました。河川のブロックの上にあったスレートをたたき壊しているという通報があつて、高田土木事務所が現場へ急行しましたね。やっぱりスレートでした。そして、その壊れた破片の一部はですね、川の中に落ちていたのじゃないんですかな、そういう報告を受けました。すなわち、石綿スレートはじっとしておればレベル3です。たたいて粉が出ればレベル2なのでしょうがな。そんな場面が往々にしてある。高田のあの河川改修の際にもですよ、あるいはほかの現場でもよく言われます。石綿スレートは腐らないけれども、それをとめる金物はさびたりするのでですね。ですから、力を入れて無理をしてでもはがしていく、そのさなかに、やはり粉末が出るわけじゃないですか、ねえ。僕は、あそこの現場で平野クレーン工業株式会社が南面だけ塀に使っています。あれだって大変危ないことじゃないですか。あの大きなクレーン車、いつですな、あの塀壊してですよ、あの塀にぶち当たって、そして結果としてね、レベル3の石綿スレートを粉々にしてしまう、そういう事態っていうのは容易に想定されることなのですね。そんなことも含めて、やはり考えていく、そういう姿勢を持たない限りですな、このアスベストと、いわゆる中皮腫との関係について、掘り下げて対応できないのじゃないでしょうか、●●さん、どうですか。

○●●証人 レベル3といえどもですね、粉々になればレベル2、レベル1にもなるということでございます。法的な規定はともかくとしてもですね、そういうような事態を想定して、やはり湿潤化等を図り、解体工事するということが大事だというふうに思っております。

○山下副委員長 いずれにしてもね、現実にはどういう解体がなされてるのか、現場をもう

少し勉強する必要あるのと違いますか、もう部署を離れたらええか。とにかくね、今も解体が不適切には行われてなかった。私、言い返しますよ、同じような言葉で。解体は適切に行われてなかった、こう言ってどうする、どう反応します。

○●●証人 済みません、言葉を返すだけです。不適切には行われてなかったと 생각합니다。

○山下副委員長 すなわちね、あなた方は手ばらしで解体した、解体した石綿はまとめて埋め立て処分した、その証拠はあると、これで大過なく経緯したというふうな解釈なのですね。それに証拠がないじゃないですか。例えば事前調査したんかっていったら、しなかったという回答です。事前調査のかわりに目視でっていうて、目視でいいのですよ。いいのですけれども、彼らが事情聴取で答えてるのは、見積もりするときに現場を見たとき、いや、それでも100%正しくないけれども許しましょう。そのかわり記録せんなんです。この記録は40年間保管せんならんですよ、ねえ。それがなされていなかった、今回。あるいは先ほどから何回も出てるように、あの通学路に100メートルなんなんとする接点で、もう間、ゼロメートルと言ってもいいほどびっしりとつながった形です。その倉庫を解体したのですよ。防護シートをしていない、株式会社山崎産業の●●さんはどう答えたか。防護シートは普通はするのだけれども、あの現場には間に私有地があったからできなかったというて、うそ言うたのです。先ほど●●さんに確かめました。あなた、現場を知っていないねって、知りませんでしたと。だから、●●さんが事情聴取でうそを言ってもわからないんじゃない、どこに、あなた、私有地があったの。そんなもん、ありゃしないでしょうがな。防護シートをやっていない、もちろん防護マスクも装着しているという写真もない、図面がないのですよ、図面が、ねえ。さらに建設リサイクル法第12条、13条、18条という重大な建設リサイクル法のそのポイントです。彼らは違反しているのです。こういう解体がですよ、ねえ、不適切に行われたとは言いがたいなんていう表現は、余りにも役所的な表現であって、それは、ずばりこの際申し上げますけれども、間違いではないですか。

○●●証人 済みません、多少、言葉足らずだったと思います。分別解体の規定は法第9条に規定されています。先ほど申し上げた言葉は、法第9条に関することでございます。今、副委員長が言われた建設リサイクル法第12条、第13条、第18条の件については、罰則規定はありませんが違反されています。そのため嚴重注意をしたところでございます。

○山下副委員長 そういう数々の違反行為はですね、しかも、どう考えても無届け解体を初めから終わりまで貫徹するために、書いた証拠を残していない、ねえ。写真等の証拠を

残してない、図面も含めて一切ない、あるのは見積書と工程表だけであります。しかも、最初はリフォームだといいいながら、2回目の事情聴取では、いや、届出書、書いてあったのだけれども届けを忘れたのやと、これもうそついている。そのうそをあなた方は見抜けない。関係する書類、少ない書類ですけれども、その書類の中から見抜けない。そういうことを覆い隠すために、分別解体はそこそこちゃんとやっていたのと違うかというふうな、そんな判断は大いに間違いであり、どんなに注意処分をしても、記憶にございませんと、この間、ここで株式会社山崎産業の社長が答えた、とぼけておった。非常に時間がたっておりますので、注意処分で何を指摘されたかわからない、こんな態度でどうするのですか。今度やったらやるぞというのなら、1回目でやりなさいよ、1回目で、一罰百戒です。そのために建設リサイクル法は直罰主義、両罰主義を掲げて、無届けの場合は即告発、罰金刑ということの、そうした法体系になってるん違いますか。余り勝手な解釈をしないでください。

私は、途中解体でね、●●さん、無届けだったけれども途中で見つけたという場合に、行政指導あってしかるべきだと思います。後の解体処理、ちゃんとやらせるために。今回は、もう証拠品が一切ないんですよ。唯一、解体で保管されておった石綿スレート、あなた方、指示したと言うけれども、高田土木事務所は指示を受けていない、それすらもう見逃してしまった。何も確認、現認していないのですよということになれば、ぬかにくぎのような、そんな処分でなしに、一罰百戒の方がよく効くと思いませんか。

○●●証人 無届けについては、罰金20万以上という罰則規定があります。それは、まず発注者です。したがって、発注者に対しては告発というのは可能な手段でございます。しかしながら、株式会社山崎産業の、先ほどから何回も申しますが、建設リサイクル法第12条、第13条、第18条違反については罰則規定はございません。ある意味、嚴重注意という行政指導が限界だと考えています。法的に告発はできないと、受注者に対して、今回の事案について告発できないというふうに考えています。

○山下副委員長 どういう処分するかということについては、今後検討しますけれども、今、株式会社山崎産業のこと言うてない。発注者責任として、まず平野クレーン工業株式会社、告発措置は可能だと、あなた、おっしゃいましたので、それはそれで結構です。

株式会社山崎産業については、この百条委員会の証言でかなりうそをついています。この百条委員会で虚偽の陳述をした場合、厳しく罰せられることは宣誓でも明らかにしているところですので、それは当委員会で検討します。その株式会社山崎産業を告発せえって

我々は言うたことない。とりあえずは直罰主義で、平野クレーン工業株式会社に対して、出廷もしない、事情聴取にも応じない、その平野クレーン工業株式会社に対して社会的な責任として、やはり、まずは告発していく、そういう方向で、●●さんもそれはあり得ることやおっしゃいましたので、これ以上お尋ねしませんけれども、そういう方向で持っていきたいと思います。

あと1点。少なくとも8トンですよ、4トン車2台で運んでいるのですね。8トンにも及ぶ解体を無届けでやった。大変なことじゃないですか。しかも、現場も既に知っていたいていると思いますけれども、広陵東小学校の子どもたちが通っている通学路です、ねえ。幼稚園の幼児たちも通っています。その通学路であるということ、そういうことをかんがみても、ここはやはり厳しく罰する、無届けに対する厳しい態度が改めて必要だと思うのです。

あなたは、平野クレーン工業株式会社に対する告発云々で一步前へ進む話をここでされましたので、これ以上言いませんけれども、やはり8トンにも及ぶ石綿の解体作業であるということ、通学路であるということ、私も子どもたちが通学する現場、何回か見に行っています。集団登校で行きますよ、ねえ。9時前にはしないというのは、一つの業者の良心でしょう。ただ、下校時はですな、ばらばらで下校するのですよ、学年によって、ねえ。あそこに、じゃあ子どもたちが下校する時間が始まったらですよ、だれか見張りの者をつけてもらってきたのかどうか、そんな情勢ではないですね。ですから、大変深刻にこの事態を受けとめなければならないのではないかと。●●さん、検討してくれたけれども、例えばあなたはマニアックにアスベストの追跡を行ってくれました。しかし、先ほどの●●さんの証言でも明らかになってるわけですから、1年たったら何も出ないって、1年たったら、まずはほこりとか、あるいは溝から怪しげなものは抽出できない、そんなものがある、アスベストはそういうものであると。あなたはかなりの徹底度、アスベストに迫ってくれたけれども、しかしながら、あなた自身がおっしゃったように1年遅過ぎたと思うんです、いかがですか。

○●●証人 先ほども申しましたように、副委員長が言われるとおり、平成23年に先ほど言ったアスベストの追求も含めてですね、何が行われたかということを引きつと調査すべきだというふうに反省しております。

○山下副委員長 終わります。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○高柳委員 県の事情聴取ですが、報告書の中の27ページにあるのですけれども、やはり告発を見送ろうとなった理由の中で述べています。事情聴取について相手が応じたし、いろいろな資料を出してもらった結果、届け出の内容もわかったっていうふうに言われています。そのいろいろな資料を出してもらった結果、そのいろいろな資料というのは、やはり事情聴取の中で必要な書類というんですか、資料とかというのは出てきたのかどうか。事情聴取にも応じた、私はすごく不十分な事情聴取だっていうふうに思うのですけれども、それは●●さんも同じだというふうに言うてる節もあるんですけども、その事情聴取に相手が応じたということで、もうよしとしているような雰囲気があるのですよね。別に内容ええねんという、その辺のことを含めて、そんな内容で届け出の内容がわかったっていう、この届け出っていうのはどういう届け出ですか。今度の出そうと思うてた忘れた届け出の内容がわかったということを言うているのですか、はい、お願いします。

○●●証人 届け出の内容についてでございますが、まず、届出書の記載事項についてわかったということでございます。

それと不十分な事情聴取ではなかったのかというお話ですが、先ほど私もそう言いました。それは、ただし、第1回、第2回の事情聴取でございます。それを実際、平成24年当時はですね、振り返ったときに、やはり不十分だったということで、第3回は発注者、第4回は受注者に対して事情聴取をやっております。その際は、先ほどの単に第9条とか、分別解体だけではなくてですね、やはり先ほど言ったような12とか13とか、関係法令のチェックも入れておりますし、アスベストについての質問もかなり詳細に盛り込みました。一番気になったのは、建物がどのような建物だったのかというのがなかなかわかりませんでしたので、その辺も建物の規模、構造、使用してる部材等についてもですね、できるだけ聞こうということで事情聴取をした次第でございます。そういう意味で、第3回、第4回の事情聴取については、それなりといいましようか、十分聞けたものというふうには考えております。

それとあと1点、必要な資料についてでございます。先ほど副委員長からもあったように、見積書、工程表、航空写真、位置図等々が出ておりました。ただし、設計図面はございませんでした。工事写真もありませんでした。一方で、立入検査をしました。解体が既に終わっておりましたが、先ほどから話もあったように、南面についてスレート1枚分がですね、塀がわりに残っていると。塀も残っていますが、当然、中もですね、実は塀を支える鉄骨、柱が残っていると。それで柱の状態、吹きつけやったりとか、吹きつけアスベストでな

かったとかいうことも検討しましたが、あったとは考えられないと、このような調査も含めて判断した次第でございます。

○高柳委員　そうですね、1回、2回は不十分だというのは、これはだれが見ても不十分ですよ。何を事情聴取で聞きたいかっていうのがもう散漫だし、本来聞かなあかんことも全く聞いてませんよね。それよりですね、一番最初の届け出の内容がわかったっていう、その届け出の内容、それはわかったっていう意味で言っちゃったら、間違っただけも含めて、そのことは今、指摘できますか。私らは、ずっとこの届けられた、偽り、出そうと思ってた届出書の問題点ということをやっていると。わかったらわかったでね、事実の調書として残さなだめなんですよ。うその、うそというんかな、偽りを書いている届出書のそのまま預かって、この中にでもね、何回も出てくるんですよ、偽りの届出書が。それが何回も何回も出てくるということは、それが事実が変わっていくのですよね。県は、ここは事実ではないというふうに調書には一つも書かれてないのですよ。だから、出るべく、きょうは対象違いますけども、●●さんはなくなってもうたら、もう出されないものは仕方ないけども、出せるものは皆出てきたのだからというふうにも県の調書で言うてんのですよね。また、出てきた資料は、偽りのものでも事情聴取の中でチェックしていない。3の4というのは、なるほどこの建設リサイクル法に関する事務処理の手引、これをそのままにしながらも、手抜きしながら事情聴取してるのがわかります。1回と2回とは、もう思いっきり差があります。そうですけども、言われたままで、それをチェックする、聞くことは聞いているのですけども、そのことが本当かうそかわらんような形で皆書いてあるわけですよ。

私は、そういう意味では、先ほど立入調査を43条に基づいてやった、ねえ。43条に基づいてするときには、発注者だけをするんじゃないですよ、受注者もできますよね、無届けに関しては。なぜ発注者だけ、それもこの場所で●●さんが証言していただいたけれども、ほとんど分別解体とか建築資材の処理のことにしまして、知らない人を立ち会いにしてね、立入調査をしてる。43条のそういう知事の権限を受けてやる立入調査に関して、発注者、全くわからない人を立会人にして、なおかつ受注者のところには行ってない、これが1点ね、何ですかということと、それともう一つ、3回目、4回目の事情聴取を行うときに、事情聴取するときには自分らで資料持たんとだめなんですよ。1年間も余裕あるんだったら、なぜ42条を発動してね、発注者と受注者に帳簿とか資料の押収をしないんですか、そこなんですよ、問題は。何も手に持たんと聞くだけ聞く、そしてマニ

ュアルどおりに質問する、それを繰り返しただけじゃないですか。

○●●証人 まず、43条の立入検査でございますが、法的にはですね、解体工事現場及び受注者の営業所等という形になっております。そういう意味で、解体工事の現場そのもので立入検査をしたということで、まず、ございます。

○高柳委員 答えてないじゃないですか。

(「営業所」と呼ぶ者あり)

営業所は。

○●●証人 営業所については、そこまで意識ははっきり言ってございませんでした。

○高柳委員 意識じゃなしに、判断をなぜしたんかって聞いたんですよ。

○●●証人 42条……。

○高柳委員 43条。

○●●証人 現場での、そのときはどのような建物であったか、アスベストが使用されていなかったかとか、その辺、適正な分別解体が行われたかとか、そのような視点で、そのようなことを主眼に立入検査したところでございます。したがって、現場で立ち入りしたと。営業所への立ち入りについては、正直言って、そのような意識はございませんでした。

それと、あと42条についてでございますが、報告の徴収という言葉でございますが、事情聴取とともにですね、必要な報告書も徴収しております。

○高柳委員 報告書も徴収しているっていうても、資料としてはほとんどないんですよ、具体的な。あなたは、出そうと思うてた届け出の書類、本当に全容わかりましたか。届け出の書類1枚目、いろんなところ、違うところで、この場所で指摘してます。2枚目、やっぱり偽りのところがあります。3枚目、図面ですよ、図面は手書きですよ。手書きで書いて、建物には寸法が入っていないのですよ、ねえ。それで委任状がないんですよ。だから、さまざまところで、その届け出の問題、そこで実態が見えてきたというのは、彼らが描いている思いだけで、本当の事実ではないわけでしょう。そのことを事情聴取で残さなだめなんですよ、事情聴取というのは。それができてるか、できてないんか。僕は3回目、4回目のときに、裏をとるようなデータがない中でやっているっていうのは、記憶だけの事情聴取であった。それをもとにしてね、出るべき、出てきた資料はね、出るものは出たと、協力したっていう、あたかもそういうふうな文書で一定の判断を下したということはすごく疑問に思うんですけども、そのことに関して、もう最後でいいですから。

あともう一つあります。やはり立ち会いをね、早い段階でしなかったというのは、もう

決定的だと思うんですよ。42条、いや、43条を早い段階、今回の43条の最後の最後の幕引きに使うとるんですよ。●●さんは最後に言うてます、発注者は立ち入りにも同席した、それが情状酌量の理由になつとんですよ。●●さんは、これって何遍も言うてるけど、全くわからない人なんです。今、●●さんが言うてるように、分別解体のこととか調べたいっていうふうに言うてた、●●さんじゃないでしょう、立ち会いするのは。●●さん、全くわからん人ですよ。

今回の特徴は、図面を押収してないんですよ、押収というんか、図面ないんですよ。だから、最終的にこれの幕引きするとき、図面が欲しいから、ただただ建物のことをわかる●●さんに立ち会いしてもうたんと違いますか。そういうふうなことでいうたら、すごく今回の力を入れてやれたっていうふうに思ってる3回、4回目の事情聴取というには、すごく僕、問題があるというふうに思うてます。

○●●証人 43条の立入検査、委員の言われるとおり、もっと早くやるべきだったというふうに考えてます。図面についても、あちこち当たって調査をしましたが見当たりませんでした。工事写真についてもですね、法的に撮影義務がないのかということも調査しました。ありません。やっぱりある程度の限界があったと。その中で違法の事実は確認できなかったということでございます。

○井岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、証人に対する質問は終了いたしました。

証人には、お忙しいところありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(「どうもご苦労さん」と呼ぶ者あり)

○●●証人 どうもありがとうございました。失礼します。

(●●証人退席)

○井岡委員長 次に、今後の調査の進め方についてですが、本日の証人尋問を欠席されました平野クレーン工業株式会社の代表者については、次回の委員会に再度、出席要求をしたいと思っておりますので、ご了承願います。

また、これまでの調査のとりまとめを行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日、証人の●●●●氏については、先ほどの山下副委員長から発言があったとおり、

本日の質問内容について再度書面にて回答を求めることにします。

その他、何かございませんか。

なければ、次の開催ですが、5月13日月曜日もしくは14日火曜日、また、その次の開催を5月29日水曜日、30日木曜日もしくは31日金曜日と考えております。

(「ちょっと、もう一回言うてちょうだい」と呼ぶ者あり)

5月13日もしくは14日、その次の開催を5月29日、30日、31日の辺で予定しておりますが、調整次第にお知らせすることで、よろしいですか。

○太田委員 14日を避けていただけたらありがたいんですが。

○井岡委員長 また、後日…

(「そなん、みなの日程聞いたりな、今」と呼ぶ者あり)

また、後日、調整とります。それでは、調整させていただき決定させていただくことにします。

それではこれで、本日の委員会を終わります。